

令和2年4月13日

# 新型コロナウイルス感染症に関する 雇用調整助成金 特例措置について

～申請にお困りの事業所の皆様へ～

TACT社会保険労務士法人

川口 佑美

# 目次

## I. 6月30日までの特例措置の概要

※緊急対応期間 4月1日～6月30日に休業を実施した場合

## II. 休業開始の日までにやること

## III. 支給までの流れ

# I .6月30日までの特例措置の概要

## 1 .対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の  
影響を受ける事業主（全業種）

## 2 .生産性指標要件を緩和

1か月5%以上低下

## 3 .雇用保険被保険者でない

労働者も対象

# I .6月30日までの特例措置の概要

**4 .助成率 中小企業は4 / 5  
解雇等を行わない場合は9 / 10**

**5 .計画届の事後提出を認める  
1月24日～6月30日まで**

**6 .クーリング期間、  
被保険者期間要件を撤廃**

# I .6月30日までの特例措置の概要

**7.支給限度日数 1年300日**

**3年150日**

**+ 緊急対応期間に対象となった期間**

**8.短時間休業の要件緩和**

**9.休業規模要件 中小企業は1 / 40**

**10.残業相殺を停止**

# 支給日数の計算方法

休業延日数 3人×6日=18人日

Aさん	休	休	休	休	休	休	6日
Bさん	休	休	休	休	休	休	6日
Cさん	休	休	休	休	休	休	6日

= 3日



対象労働者 6人

# 休業規模要件

対象労働者10人×2日 = 20人日

$$\begin{array}{c} \text{10人} \\ \times \\ \text{2日ずつ} \\ \text{休業} \end{array} = 20$$

$$> \frac{1}{40}$$

$$\begin{array}{c} \text{10人} \\ \times \\ \text{所定労働日数} \\ \text{22日} \end{array} = 220$$

対象労働者10人×所定労働日数22日 = 220人日

## Ⅱ.休業開始の日までにやること

**1.休業協定書を締結する。**

**2.1人日当たりの助成額単価を算出する。**



## Ⅱ.休業開始の日までにやること

### 1.休業協定書を締結する

- ・ 休業の実施予定時期・日数等
- ・ 休業の時間数
- ・ 対象となる労働者の範囲及び人数
- ・ 休業手当の額の算定基準  
労基法第26条規定  
平均賃金の6割以上

## Ⅱ.休業開始の日までにやること

### 2.助成額単価を算出する

**前年度1年間における雇用保険料の  
算定基礎となる賃金総額を**

**前年度1年間における1か月の平均の  
雇用保険被保険者数および**

**年間所定労働日数で割った額に**

**休業手当の支払い率をかけて算出**

## Ⅱ.休業開始の日までにやること

### 3.助成額単価の算出例

株式会社〇〇の場合・・・

前年1年間の賃金総額 24,000,000円

※雇用保険被保険者のみ

社員（全員、雇用保険被保険者） 10名

年間所定労働日数 260日

休業手当（協定締結） 平均賃金の60%

平均賃金額

$24,000,000円 \div (10名 \times 260日) = 9,231円$

基準賃金額

$9,231円 \times 60\% = 5,539円$

助成額単価

$5,539円 \times 9/10 = 4,986円$   
(1人日当たり)

# Ⅲ.支給までの流れ

## ◆支給までの流れ

